

ー東日本大震災による雇用支援について

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当院では、被災された皆さまに対して、下記のとおり雇用支援を行っております。

詳細は当院総務課までお問い合わせください。

【雇用支援対象者】

雇用支援対象者とは震災により被災し、災害救助法適用地域（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）に住居するものとする

ただし、平成23年3月11日以降に被災地外から被災地に転居した者を除く

【対象職種】

看護師・准看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・MSW

※ 常時勤務する者及び短時間勤務の者とする

【採用選考時の費用】

施設見学及び選考試験等、採用選考に伴う交通費・宿泊費は当院にて全額負担

【赴任費用】

採用決定後、赴任に伴う交通費及び荷物運送費は当院にて全額負担

【入職支度金】

雇用支援対象者には採用時の入職支度金を支給

【職員寮・職員社宅】

雇用支援対象者は、原則として職員寮又は職員社宅に入居できるものとする

※ 職員寮又は職員社宅の使用料及び遵守事項等は当院規定に準ずるものとする